

第54回農林水産本省入札等監視委員会 審議概要

(ホームページ掲載日：令和4年8月16日)

開催日及び場所			令和4年6月29日(水曜日) 農林水産省第3特別会議室	
委員			戸塚 輝夫(公認会計士) 大八木 葉子(弁護士) 村田 泰夫(農業ジャーナリスト)	
審議対象期間			令和3年10月1日～令和4年3月31日	
審議対象案件			164件 うち、1者応札案件 61件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 4件	
抽出案件			10件 うち、1者応札案件 8件 (抽出率6%) (抽出率13%) 契約の相手方が公益社団法人等の案件 4件 (抽出率100%)	
抽出案件内訳	工事	一般競争	0件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件	
		指名競争	0件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件	
			0件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件	
			0件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件	
		随意契約	0件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件	
	業務	一般競争	1件 うち、1者応札案件 1件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件	
		指名競争	0件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件	
			0件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件	
			0件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件	
		随意契約	0件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件	
			0件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件	
			2件 うち、1者応札案件 2件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 1件	
			0件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件	
		その他の随意契約	0件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件	

抽出案件内訳	物品・役務等	一般競争	5 件 うち、 1 者応札案件 3 件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 2 件
		指名競争	0 件 うち、 1 者応札案件 0 件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0 件
		随意契約（企画競争・公募）	2 件 うち、 1 者応札案件 2 件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 1 件
		随意契約（その他）	0 件 うち、 1 者応札案件 0 件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0 件
	(特記事項)		
委員からの意見・質問、それに対する回答等		意見・質問	回答等
		(詳細に記述すること。)	(詳細に記述すること。)
委員会による意見の具申又は勧告の内容 [これらに対し部局長が講じた措置]		別紙のとおり	別紙のとおり
		特になし	

事務局：大臣官房予算課会計指導班

（注1）必要があるときは、各事項を著しく変更することなく、所要の変更を加えることができる。

（注2）公益社団法人等とは、公益社団法人又は公益財団法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第42条第1項に規定する特例社団法人又は特例財団法人を含む。）をいう。

第 54 回入札等監視委員会
委員からの意見・質問、それに対する回答等

意見・質問	回答等
工事及び物品・役務等契約の報告	
令和 2、3 年度の契約状況の比較における役務契約のうち、企画競争・公募について、前年同期は335億円に対し、今回は62億ですが、前年はどういうものが含まれていたのでしょうか。	役務契約のうち委託事業において、令和 2 年度は G o T o E a t キャンペーン事業を行っており、こちらが、契約件数 62 件、契約金額約 264 億 9,000 万円となっており、このことが大きな原因と考えられます。
再度入札での一位不調状況における、役務の提供等について、3 回目の入札案件が 4 件ございますが、この中で特に異常と思われるものはないのでしょうか。	特段これらの案件について異常はございませんでした。
指名停止等の報告	
株式会社トライ・アットリソースについて、結局業務ができなかったということですが、その後どうされたのでしょうか。	新たに再度公告等、調達手続を行っております。
工事・競 3 令和 3 年度施設園芸におけるかんがい用水対策に関する調査業務	
一者応札になった原因の中で、「業務実績・資格要件が厳しかった」とは、どういう意味でしょうか。 また、「建設環境（R C C M）も認めて頂きたかった」とはどういう意味でしょうか。	業務実績につきましては、これまで技術者の方が経験してきた件数を求めており、資格要件につきましては、幅広に設定し募集しておりましたが、どちらの要件も満たす技術者を確保するのが難しかったものと理解しております。 また、「建設環境という資格要件も認めていただきかった」という趣旨と解釈しておりますが、今回の水質に関する業務内容には当資格要件は該当しないと考えております。
「建設環境」とはどういう資格でしょうか。	「建設環境」とは、技術士等の資格部門のうち、「河川、道路など公共施設を建設、保全する際、工事によって生じる大気汚染、水質汚濁、騒音などへの影響を軽減する技術」に関する資格になります。
改善策として、公示時期の早期化の検討を行うとされておりますが、公示時期の定め方について、基準や方針はあるのでしょうか。	業務の履行期間を確保する形での進め方が基本になるかと思えます。また、調査の内容によってはタイミングというものもござ

	います。 ただ、技術士資格や業績資格がないという場合もありますので、できるだけ早く公示等を行った方が、参加していただく機会は増えると考えております。
改善策として、入札公告の掲載方法の検討を行うともありますが、この公示方法についても何か基準はあるのでしょうか。	公示の細かい運用につきましては不勉強でお答えできかねますが、掲載方法を増やすことに関しては、今後できるのではないかと考えております。
工事・随1 令和3年度農業水利を巡る課題に関する調査検討業務	
過年度に実施した類似業務においては複数の入札参加者があったということですが、過去の件と比較して今回特に減ってしまった事情は何かあるのでしょうか。	前年度の業務を深掘りするような業務ですので、前年度の契約業者以外の方は勝ち目がないと判断されたのだらうと推測しております。
一者応札となった原因において、アンケート結果に「業務内容が膨大で多岐にわたるため」とありますが、890万円という規模の小さい入札に対する回答として、どう思われますか。	業務の規模と、890万円という価格及び期間は適正だと考えており、その期間でこなせる業務量だと想定しておりましたが、業者側はその期間では難しい、業務として膨大だという見解だったのだと理解しております。
契約方式の理由において、「業務を遂行する上で契約の相手方に求められる要件」がかなり細かく書いてありますが、これは相当専門性が高いということですね。	専門性は高いですが、一般的な農業用水に関する知識があれば、これらの要件に該当すると考え、幅広に書き込んだつもりです。
工事・随6 令和3年度農業農村整備に関する技術開発計画展開方向調査検討業務	
改善策において「情報を得やすくすることで、参加者が得られやすくなるように改善する」と記載されておりますが、対する原因は「社の専門分野・得意分野と異なる」ということで、原因と改善策が必ずしも一致していないような印象を受けましたが、どうでしょうか。	農業農村整備分野で新技術の導入を図りたいということは、現在も当省のホームページに掲載しておりますが、そこまで行き着かず、「技術開発」というキーワードだけが目に付いて、違うと思われたかもしれませんので、様々なところから多くの情報を得ることで、自分たちも手が出せるのかなと思っていただきたいと考え、そのような改善策としました。
件名が「農業農村整備に関する技術開発計画展開方向」と、かなり抽象的ですが、これは仕様書の「テーマと想定される新技術の概	1から7まで記載しておりますテーマは、特別仕様書の作業項目の中身であり、農業農村整備事業の分野でそれぞれに対して

要」のことでしょうか。	導入が期待される新技術ということで列記し、整理しております。 この業務は、これらの技術が現場の方に広く浸透されるように、こういった仕組みづくり、こういったことを考えればよいかを検討するための業務になります。
「新技術の導入に向けた構想」というのは、外部に発注するものではなく、農水省の本省の皆さんが考えるべきことではないかという印象を受けるのですが、そうではないのでしょうか。	まず本省内で、外部の有識者を踏まえた検討委員会を設け、「農業農村整備に関する技術開発計画」を策定しており、本業務では、この計画をどうやって世の中に広めていくかということを検討いたしました。
物役・競４９ 令和３年度農林水産分野におけるＩＴ利活用推進調査業務	
改善策において、業務実績や資格要件を真に必要な要件のみとするということですが、今回の事業について、そこまで厳しい要件は必ずしも要らなかったのではないかと思います。	要件が厳しいことによって参加を諦めてしまった企業がいるのであれば、要件を緩和することで応募者を増やせるのではないかと考えたところです。
入札への参入資格が、なかなか難しいのではないかという印象を受けましたが、どうなのでしょう。説明書受領業者１２者のうち、参加資格だけで言えば複数考えられるのでしょうか。それとも、ごく一部に限られてしまうのでしょうか。そういったことは、どのようにお考えだったのでしょうか。	１２者のホームページを調べるなど分析を試みましたが、例えば農業に強いところはＩＴに強くない感じがしましたし、ＩＴに強いところは農業に強くない感じがしましたので、当てはまるものがそもそも難しいのではないかと、という印象を受けております。
改善策における「必要に応じて資料招請等を実施することにより、事業者からの意見を踏まえて設定する。」という意味がよく分からないのですが、分かりやすく言うとういうことでしょうか。	事業を設計するときに、これまでも意見交換をしたり、あるいはこちらの考えていることについて意見をもらったりということをやってきておりますが、そのような広く意見を聞くということ、丁寧に行っていくという趣旨になります。
物役・競１１１ 農林水産省地理情報共通管理システム「開発等業務」、「運用保守等業務」及び「農地情報紐づけ実施業務」の工程管理・コンサルティング業務	
一者応募となった原因を聞くと、やはり工程管理業務と実証というのは分けられるのではないかと、むしろ、別の業者による実証によって、工程管理の仕事を検証できるという	この事業は、いろいろな情報を各開発事業者からも、実証からも得て、今後どうやっていくかというコンサルを行うということです。ですので、いずれにしても、業務の内容を把

効果もあり、分割した方が仕事の公正さのためにはいいような印象を受けるのですが、それについてはいかがでしょう。	握せざるを得ないのですが、その際に、別事業者が新たに入り、別契約になり、それらを管理するとなると、管理費用の方が多くなってしまうこと、チームワークが取りづらくなってしまうことが懸念されるため、分割することは困難と判断しております。 実際、この事業は始まっておりますが、一つの事業者でコンサルティングかつ衛星の事業をやっているため、コミュニケーションは現在のところ非常にうまくいっていて、この選択は間違っていなかったと考えております。
開発する人がいて、それを工程管理する人がいて、それに伴ってシステムを動かし実証する人がいて、ということですが、この実証する方たちというのは、農村の方ではないのですか。	農村の方々も使いますし、市町村や行政機関の方も使います。例えば、転作をしたら補助金を出すという事業があるのですが、その場合、申請をするのは農業者であり、申請のときにシステムを使います。一方で、申請された結果が本当に正しいかというのを確認するのは市町村の方です。そういう意味で両方が使います。
実証というのはどの部分を言うのですか。	実証は、現状では市町村の方が田んぼへ行き、実際に目で見えて確認を行っているのですが、衛星を使えば、山奥といった大変な所には行かなくて済むのではないかと考えています。 まずは衛星写真を撮り、本当に人の目で見ると同じぐらいの結果が得られるかどうかという検証を今年やっており、それを実証と言っております。
一者応札となった原因の中に特になかったのですが、継続案件のためほかの業者は入りにくいといったこともあるのでしょうか。	あります。 実際、去年はもう一者応札しておりました。スタッフをそろえるコストや、この事業で目指しているものを理解するコスト、そういったものが最初に発生するため、やはり前の年に行っていた業者の方が入りやすいという現実がございます。
改善策において「今回と同様に可能な限り公示期間を確保するとともに」とありますが、「今回と同様に」となると、ほかの業者はやはり入りにくくなると思いますので、今	御指摘として賜りました。

回よりも更に公示期間を確保するという ことをより努めていただいた方がいいと思 いました。	
物役・随３１ 令和３年度ニッポンフードシ フト総合推進委託事業（情報発信事業）	
改善策として、「共同事業体での参加を可 能としていた」とありますが、実際に株式会 社電通１社だけでなく共同事業体として事 業を進めているのでしょうか。	株式会社電通は１社で応募してきたの で、共同事業体ではありませんでした。
アンケート調査結果の中で、「社の専門分 野・得意分野と異なる分野であったこと」や 「業務内容の一部に扱えない業務があった」 と回答された方は、共同事業体としてでき ることを認識していなかったのか、もしくは、 認識していたが、そこまでやってまではでき ないということなのか、そういったところは 把握されておりますでしょうか。	説明会の資料や仕様書等にも「共同事業 体による参加も可とする」と記載している ので、読んでいただければ分かると思いま す。また、実際に聞いていませんが、共同事 業体でやるにしても、社と社同士の契約や 手続が必要ですので、それなりの時間が掛 かると思われます。 ですので、更に公告期間を長くすること で、そういった調整が可能になるかと考え ております。
企画審査の採点集計結果のうち「継続性及 び発展性」のところで、「単発的な活動でな く、事業の持続性・継続性は見られるか、ま た、波及効果が期待できるか。」を採点され ておりますが、実際の効果についてはどのよ うに測っていくのか教えていただければと 思います。	たとえば、農業体験をして、コンテンツを 作成し情報発信をするというものがあるの ですが、そういった事業に参加していただ いた方に「参加することによって国産農産 物を積極的に選択する意識は高まりました か」といったアンケート調査を実施するこ とにしていますし、コンテンツについても、 どれだけの閲覧数があったかを把握するこ とにしています。少なければ、次回に検討し ていきたいと考えております。
ウェブ等というのはホームページのこと でしょうか。 また、それは一般の方が御覧になるのでし ょうか。	はい。「ニッポンフードシフト」の公式ホ ームページです。 日々の閲覧数のデータは手元にありませ んが、一般の方にも見ていただけていると 思います。農林漁業者や、食品関連事業者の 創意工夫の取組等をコンテンツにし、情報 発信をしておりますので、そういった方々 や関係者に、主に見ていただいているかと は思いますが、メディアにも取り上げられ ていますので、一般の人にも見てほしいと 思っております。

物役・随3 令和3年度エビデンスを創出するための調査委託事業のうち「食品等流通持続化モデル総合対策事業」の政策効果に関する効果分析	
仕事の内容、どういう業務かを御説明いただけますでしょうか。	行政事業レビューの取組（公開プロセス）の中で、外部有識者より短期的なアウトカムをより明確にした方が良い等の指摘があった「食品等流通持続化モデル総合対策事業」について、経営的な効果等、どういったところが直接的な事業の効果なのかなど、事業実施主体の流通関係事業者ヒアリングを行い、事業の効果分析を行った業務です。
定性的な効果と感じるのですが、計数的にはどういったことが考えられるのでしょうか。	当該事業はモデル事業ですが、例えば、流通関係の技術を入れることによって、モデル事業の実施主体において、減少した作業工数等を効果と考えております。
企画審査委員会審査結果において「業務が遂行可能な人員を確保しているか」ということに対し、全員の委員の方々が満点を付けておりますが、今回の抽出案件において同じ事業者のものが2件ございましたので、それぞれの業務実施体制と比較したところ1つ目の案件では6名、2つ目の案件では2名の方が重なっているということが分かりました。担当される方がほかの事業と結構重なっておりますが、そういったことは先ほどの採点をする際に、どのように評価されたのかなと思ひ、教えていただきたいと思ひました。	基本的に、事業を実施する上で人員が確保されているか、事業担当者の経歴等により、事業に必要な知見や経験があるかどうか、業務の実施のスケジュールが妥当であるか等、総合的に評価しております。
物役・競58 令和3年度食品リサイクル手法のLCA評価等調査委託事業	
技術審査検討経過記録における意見交換の概要において、「LCA評価に関する調査実績が少ないことから専門性については懸念がある」や「メタン化以外の要素を踏まえた多角的な評価の実施については難しいとの意見があり、客観性に欠けるという懸念がある」と懸念点が示されておりますが、今後同様の事案で、公告時期を早めるといった、より多くの応札があるような方法を検討す	まずこの事業自体は平成25年度に1度実施したものを、2050年のカーボンニュートラルを目指すといった方針が示されたということもあり、改めて実施してみようということではじめたものですので、今後継続的に実施するということは特に想定しておりません。 ですが、非常に重要な調査だと思いますので、もし今後実施する必要が生じた場合

るということはお考えでしょうか。	には、長めに応募期間を取る等、より知見の高いところや、いろいろなところに応募してもらえるような対策は取りたいと思っております。
総合評価落札方式による一般競争入札で、2者応札ですが、公益財団法人流通経済研究所が落札したのは金額のためでしょうか。それともほかの要因があるのでしょうか。	総合評価ですが、金額におきましても、技術審査の面におきましても、流通経済研究所の方が上回っております。
物役・競4 令和3年度微生物リスク管理基礎調査委託事業（栽培に使う水）	
入札状況調書において、執行回数が1、2、3と書かれておりますが、こちらについて教えていただければと思います。	2回目までの入札で予定価格に達していないため評価点の判定が表記されず、3回目の入札で予定価格に達したため、評価点が表記され落札と判定されます。
金額に達するまでは何度も入札できるような仕組みになっているということだったのですね。	基本的には入札の回数は3回程度を限度としており、その後は価格差や業者の応札する意思等を確認し、不落随契を行う場合があります。
令和2年と令和3年の調査方法を変えたことが一者応札になった一因だと判断されているのでしょうか。	令和2年度については単純な受託分析であるため、多くの業者が入札したものと考えており、令和3年度は現場で濁度の連続測定をするという難易度の高い業務が入っているため、入札する業者が減ったものと考えております。 現場に測定装置を持ち込んだり固定したりといった技術も持っていて、かつ試験室での分析もできるとなると、やはりできる業者というのは限られてくるものと考えられます。
物役・競78 令和3年度輸出環境整備緊急対策委託事業（中華人民共和国の輸入規制に対応するための体制整備実証事業）	
落札率が低く、入札業者2社の入札価格も大きく変わらないようですが、予定価格と入札価格が違った事情について何か考えられる事情はありますでしょうか。	業者の参考見積り等から類推すると、今回の事業につきましては、人件費が約8割程度、リーフレットの作成といった業務費が2割程度となっております。 当方の予定価の積算と比較すると、人件費の割合が半分程度となっており、より少ない延べ人数で積算していることが原因と

	推測されます。 単価につきましては、それほど差異はありませんでした。
この見積りを取った業者と今回入札した業者は一緒なのでしょうか。 また、見積りは平均を取ったのでしょうか。	予定価格を算定する上で参考見積りを2者徴収し、2者とも入札に参加しました。その結果、一般財団法人新日本検定協会が落札しております。 落札業者の参考見積りは延べ人数があまりにも少なかったため、もう一者の参考見積りを参考といたしました。